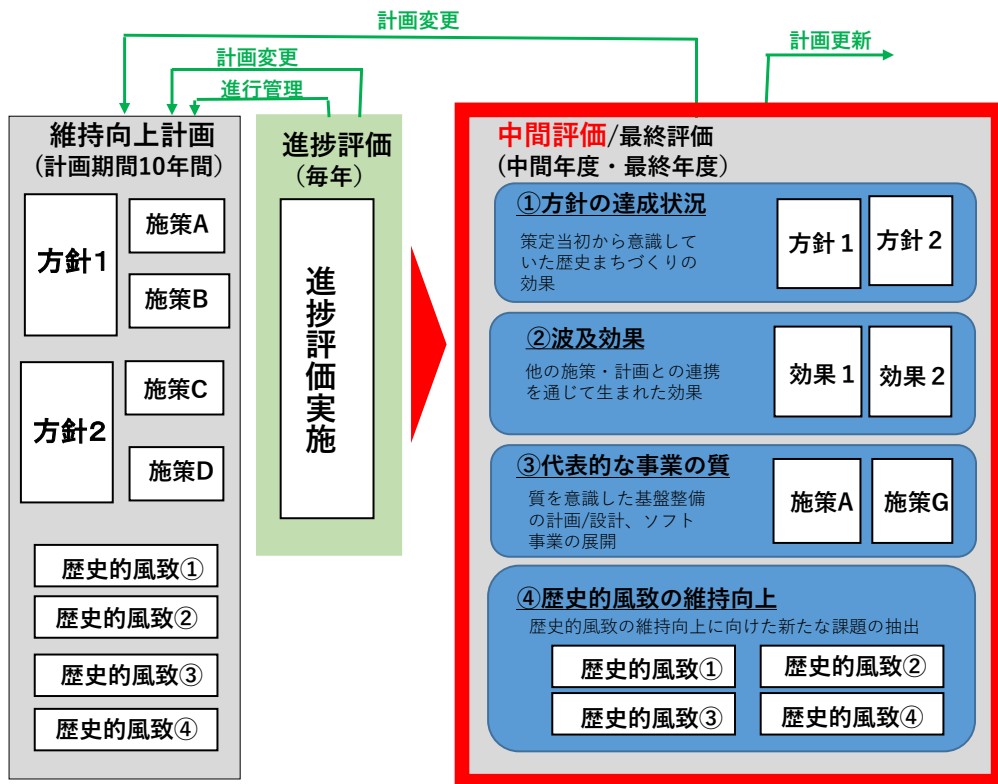


鎌倉市歴史的風致維持向上計画の中間評価について

1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の進行管理と評価

- 歴まち法第 8 条に基づき、計画期間中、計画の評価の実施が求められる。
- 令和 2 年度は、計画期間（平成 28 年 1 月 25 日認定）の中間年にあたり、**中間評価を実施**する。
- 中間評価にあたっては、**外部評価**を受ける必要があり、**評価委員（有識者）を選定**する。

計画評価の内容・進め方



2 外部評価委員の選定

- **外部評価委員**については、歴史的まちづくりと関係が深い、景観審議会委員から 1 名、文化財専門委員会委員から 1 名選定した。

水沼 淑子（関東学院大学人間共生学部名誉教授） 鎌倉市景観審議会
 御堂島 正（大正大学教授） 鎌倉市文化財専門委員会

3 代表的な事業

- 令和 2 年度の歴史的風致維持向上計画の中間評価において、**代表的な事業**について、設計、整備、ソフト事業の展開などが、歴史・文化、景観等の関係から適切な整備かなど、事業の質的な観点から評価を行う必要がある。

- 国マニュアルを参考に、①拠点施設の整備や重点区域における事業、②価値の高い文化財に係る事業等、③歴史的風致へ及ぼす影響の大きな事業に④国補助事業を活用している事業の視点から「事業の質が求められる事業」**5事業を選定**した。なお、うちソフト事業を1事業選定した。（選定の考え方の詳細は別紙のとおり）

- ①歴史的風致形成建造物保存整備事業
- ②史跡環境整備事業
- ③郷土芸能普及啓発支援事業
- ④史跡永福寺跡環境整備事業
- ⑤（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業

4 中間評価のポイント

(1) 今後の取組予定

- 今後の取組として、①「中間評価のまとめ」→②「歴史的風致維持向上計画の変更」→③「国支援事業の活用検討」→④「社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業）の策定」→⑤「歴史まちづくりの推進の拡大」で事務の進捗を予定する。

(2) 中間評価実施のポイント

- 中間評価では、方針の達成・波及効果・代表的な事業の質・歴史的風致別の評価等を行うが、本市では、**令和3年度の歴史的風致維持向上計画の見直しを展望**し、取組全体の課題及び対応をまとめる。
- 具体的には、**次の事項を意識し、中間評価書(案)の各シートへの書き込み**を行っていく。
 - (A) 中間評価書の中に、②「歴史的風致維持向上計画の変更」の前提となる「課題」と「対応の方針」を書き込む。
 - (B) 事業の見直しや代替、延期を行う構成事業とその考え方を書き込む。
 - (C) 事業の追加を行う構成事業とその考え方を書き込む。
 - (D) 既成の構成事業のうち、重点的に実施や検討を行いたい事項を書き込む。
 - (E) 計画の背景や歴史的風致の内容・構成の部分変更を提案する。
 - (F) その他、必要に応じ、計画書の記載の部分修正や前提となる事柄を書き込む。

(3) 中間評価後の計画書の見直しの方向性（案）

計画書の見直しの方向性は次のとおり。

① 「国支援事業の活用」、「官民連携」を前提とする

- ・ 構成事業の遅延の原因は、財源の不足と人的な課題があげられる。その対応として、「国支援事業（街なみ環境整備事業等）の活用」と「官民連携」の強化を前提とする。

② これまで進捗状況が思わしくない事業の内容の見直し、代替えとなる事業の追加など構成事業の一部見直しを行う

【内容の見直しを行いたい事業】

「歩行環境改善事業」 （取組中・進捗が困難）

「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」 （未着手）

- ・事業が進捗していない歩行環境の改善の取組は、内容や事業期間の見直しを図る。
- ・「歩行環境改善事業」については、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を有機的に結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備を行うなど、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、できることから取り組んでいく。
- ・「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」については、改善の必要性が高く、住民要望が高いものの、代替えルート等が見当たらないことから、関係機関等との調整が必要であり、時間を掛けた事業展開も視野に入れ、事業期間の見直しを図る。

③ その後の検討や取組により必要となった事業を構成事業に追加する。 必要に応じ、計画書に部分修正を加える。

【事業の追加を検討する事項】

ア 「若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの制定・運用」

- ・若宮大路・小町通りの重点地区において、良好な景観を誘導するため、景観形成ガイドラインを制定し、景観整備機構と連携し、適切な運用を図る。
- ・当該重点地区では、景観を守ろうとする市民等の意識は高く、商店会や景観整備機構等と連携し、市民の自主的な取組や活動を積極的に支援し、エリアマネジメント等の地元主体のまちづくりを推進する。

イ 「鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用」

- ・屋外広告物は市街地景観の重要な要素である。鎌倉らしい都市景観の創出のため、市独自の屋外広告物条例を制定する。
- ・制定と運用にあたっては、まちの持続的な発展を図るため、制度の弾力的な運用ができるような配慮を盛り込み、まちの活性化を推進する。

ウ 「鎌倉市にふさわしい博物館事業（同基本計画等策定・推進）」

- ・令和2年6月策定の「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（エコミュージアムの構築）」で、地域を1つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方が提示されている。
- ・この考え方は、時代の異なる歴史的遺産が、モザイク状に重なりあう鎌倉古都地域の歴史まちづくりの推進にとっても有用であると思慮され、地域を全体ととらえ歴史的風致の維持向上を図る観点から、2つの計画の連携・協働が求められる

ものである。

- ・このことから、「鎌倉にふさわしい博物館事業」を構成事業に追加し、当該事業の今後の検討の進捗を踏まえつつ、エコミュージアムの構築と歴まち計画との関係性を調整し、当計画での位置づけについて検討を行っていく。

エ 「博物館等運営事業」

- ・「博物館等運営事業」を構成事業に追加し、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館との連携強化や、県・市・民間の近隣施設との連携事業等を通じ、文化財の効果的な公開・活用を図る。

④ 既存事業のうち、歴史まちづくりの推進のため優先的に実施が必要な事業の重点化を図る。必要に応じ、計画に部分修正を加える。

【重点化し事業を継続実施する事項】

ア 文化財の保存活用を推進する

- ・公有地化した史跡の活用や出土品などの収蔵スペース等も不足しており、その充実が急がれる。鎌倉に伝わる貴重な資料の保存と良好な状態で活用するため、適切な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討する。

イ 歴史的風致形成建造物の整備と利活用を推進する

- ・歴史的風致形成建造物は総じて老朽化が進んでおり、財源の確保や方針をもって、計画的かつ早急な補修・利活用等の対応が必要となっている。
- ・指定済みの歴史的風致形成建造物（御成小学校旧講堂、鎌倉国宝館、鎌倉文学館、旧華頂宮邸）に加え、扇湖山荘、旧諸戸邸は歴史的風致形成上特に重要であり、旧邸宅ネットワーク形成の一環として、整備の推進を図る。
- ・景観重要建造物等保全基金を活用するなど、景観重要建築物等の保存活用の支援助成を継続する。
- ・大町釈迦堂口遺跡は、早期に安全対策工事の実施を図る。

ウ 「扇湖山荘の利活用事業」

- ・扇湖山荘は、土地及び建物の寄附を受けてから10年間以上が経過し、歴史的建築物の利活用と、これにあわせた補修改築等が急がれる。
- ・「扇湖山荘庭園防災工事事業」の内容に、歴史的建築物の利活用を追加し、庭園防災対策を含め、国支援制度の活用と官民連携を前提に、できる限り早期に取組の具体化を図っていく。（事業名を「扇湖山荘の利活用事業」に改める）

エ 利便性や地域の魅力を高めるための周辺市街地の環境整備を推進する

- ・財源の確保を進め、公衆トイレ（みんなのトイレ）や案内板（多言語化）、道路の美装化などの整備を推進する。

オ 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街の実現を推進する

- ・中世からの都市構造を維持し、道路の新設や拡幅などが困難な当市の状況を踏まえ、交通需要管理施策の導入が必要である。
- ・(仮称) 鎌倉ロードプライシングの実施には、関係機関等と連携しながら、その実現に向けた取組を進めていく必要があり、検討に時間を要することから、既往の公共交通への転換方策や歩行・居住環境の向上策を継続し、段階的な対応を踏まえながら取組を進めていく。

カ 古都の歴史的景観を構成する緑の維持管理を推進する

- ・古都鎌倉地域では、歴史的遺産と自然環境が調和し、一体となって歴史的・文化的な環境を構成しており、市民意識の高さと厳格な土地利用規制等により歴史的景観が守られてきた。
- ・近年の自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発などを踏まえ、安全安心なものとなる緑地の維持管理が求められており、緑の適切な維持を重視し、緑の質が向上し、安全安心なものとなるよう、引き続き、緑の基本計画に基づき施策を展開していく。
- ・緑地保全や良好な樹林管理には、市民の協力が必要であり、施策への理解が得られるよう普及啓発等の取組を継続する。
- ・古都の景観を守るといった観点から、樹林の良好な維持管理において国県との連携を図っていく。

⑤ 時代の新たな潮流の変化を受け、本市が取り組むまちづくりの方向性を意識する

- ・本市は SDGs 未来都市に指定されており、歴史まちづくりの推進にあっても、まちづくりの新たな潮流を踏まえ、持続的なまちづくりを目指し、本市が取り組む施策の意図をくみ取り、取り入れられるものは取り入れる姿勢で取組を進める。

【意識する取組の例】

SDGs、人口減少の抑制と関係人口の増加促進、共創共生、スマートシティ、災害に強いまちづくり（防災・減災対策の充実）、環境負荷低減のまち（ゼロカーボン）の実現、働くまち（新たな産業の誘致等による雇用の創出やイノベーションの誘発）の実現、ウォークアブルなまちづくり（居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり）、グリーンインフラ、TDM 施策の実現、官民連携、ウェルビーイングなど